

山梨県公報

第三百七十八号

令和五年

五月十八日

木曜日

目次

○包括外部監査契約の締結	三四五
○道路の区域変更(二件)	三四五
○道路の供用開始	三四六
○使用料の収納事務の委託	三四六
○落札者の決定について	三四六
○国土調査の指定	三四七
○土地改良区役員の退任及び就任	三四七

告示

山梨県告示第四百十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和五年五月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 包括外部監査契約の期間の始期 令和五年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所 關野孝 山梨県甲府市上町
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後の一括払い及び必要に応じて行う前金払い

山梨県告示第四百一十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務

所峡北支所において、この告示の日から令和五年六月八日まで一般の縦覧に供する。
令和五年五月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北原下条南割線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
斐崎市大草町上條東割字羽根前八九〇番地 先から 斐崎市大草町上條東割字羽根前官有無番地 先まで	旧	七・一	二一・七
	新	七・一	二一・七

山梨県告示第四百一十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)において、この告示の日から令和五年六月八日まで一般の縦覧に供する。

令和五年五月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 遅沢静川線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南巨摩郡身延町遅沢字家ノ前一八二番一 地先から 南巨摩郡身延町遅沢字水ノ口一三二九番一	旧	一一・三	一一〇・〇
	新	四八・五	

地先まで

新 一二・三ノ

三三・〇

二二〇・〇

山梨県告示第四百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和五年六月八日まで一般の縦覧に供する。

令和五年五月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	遅沢静川線	南巨摩郡身延町遅沢字家ノ前一 一八二番一地从 南巨摩郡身延町遅沢字水ノ口一 三二九番一地从先まで	二二〇・〇	令和五年五月十八日

山梨県告示第四百四十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

令和五年五月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

委託の相手方	委託に係る使用料	委託の期間
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県住宅供給公社	県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃及び敷金並びに駐車場の使用料及び保証金（甲府市に位置する団地（貢川団地を	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

公 告

富士吉田市下吉田五丁目十五番二十九号 芙蓉建設株式会社	県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃及び敷金並びに駐車場の使用料及び保証金（甲府市に位置する団地（貢川団地を除く。）に係るものに限る。）	同
-----------------------------	---	---

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年五月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 落札に係る物品等
 - (一) 名称 財務会計システム関連機器等
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県総務部情報政策課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年三月二十九日
- 四 落札者
 - (一) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社
 - (二) 住所 東京都港区港南二丁目十五番三号
- 五 落札金額 七千三百三十八万六千九百二十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 令和五年二月十六日

● 国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六條第三項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。
令和五年五月十八日

一 国土調査の指定年月日
令和五年五月十日
山梨県知事 長 崎 幸太郎

二 調査を行う者の名称
笛吹市

三 調査地域
笛吹市石和町市部の一部

四 調査期間
令和五年五月十日から令和七年三月三十一日まで

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八條第十七項の規定により、初狩土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
令和五年五月十八日

一 退任
山梨県知事 長 崎 幸太郎

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	小林高志	大月市初狩町中初狩七百三十三番地一	令和五年三月三十一日
副理事長	中村忠明	大月市初狩町中初狩二千八十一番地	同
同	小林孝彦	大月市初狩町中初狩八百八十番地	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事
小林英俊	小林孝昭	小林久雄	渡辺隆久	小林由雄	土屋宗一	今泉勲	安富芳森	田中一夫	戸井田龍己	小笠原昌一	小笠原昌一
大月市初狩町下初狩二千九十五番地	大月市初狩町中初狩二百七十七番地二	大月市初狩町中初狩四百八十四番地	大月市初狩町中初狩三百七十二番地一	大月市初狩町中初狩五百三十三番地一	大月市初狩町下初狩千八百十一番地三	大月市初狩町下初狩二千二百二十九番地	大月市初狩町下初狩三千三百一十番地一	大月市初狩町下初狩三千二百三十三番地十五	大月市初狩町下初狩三千三百九十五番地六	大月市初狩町下初狩三千三百三十一番地	大月市初狩町下初狩三千三百三十一番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小林正幸	小林一康	小林修	小林高久	佐野美治	小林孝至	小林正章	飯島孝二	同	同	同
大月市初狩町中初狩百六十四番地八	大月市初狩町中初狩八百十八番地	大月市初狩町中初狩八百六十九番地	大月市初狩町中初狩八百九十番地二	大月市初狩町中初狩二千二百五十四番地	大月市初狩町中初狩二千五百四番地	大月市初狩町中初狩八百二十五番地	大月市初狩町下初狩三千百八十四番地十	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事長	小林高志	大月市初狩町中初狩七百三十三番地一	令和五年四月一日
副理事長	中村忠明	大月市初狩町中初狩二千八十一番地	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小林孝彦	飯島富夫	奈良志げ子	小林栄一	小笠原久子	今泉勲	小林英俊	土屋恵美子	小林正幸	渡辺隆久	小林久雄	小林由雄	同
大月市初狩町中初狩八百八十番地	大月市初狩町下初狩三千三百五十番地	大月市初狩町下初狩三千三百九十五番地五	大月市初狩町下初狩三百二十番地	大月市初狩町下初狩三千二百三十三番地十三	大月市初狩町下初狩二千二百一十九番地	大月市初狩町下初狩二千九十五番地	大月市初狩町下初狩千八百十一番地三	大月市初狩町中初狩百六十四番地八	大月市初狩町中初狩三百七十二番地一	大月市初狩町中初狩四百八十四番地	大月市初狩町中初狩五百三十三番	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	監事	同	同	同	同	同	同	
渡辺共信	小林正章	佐野美治	小林孝至	小林紀善	小林修	小林一康	小林功治	
大月市初狩町下初狩二千百二十二番地	大月市初狩町中初狩八百二十五番地	大月市初狩町中初狩二千二百五十四番地	大月市初狩町中初狩二千五百四番地	大月市初狩町中初狩千六百六十七番地一	大月市初狩町中初狩八百六十九番地	大月市初狩町中初狩八百八十八番地	大月市初狩町中初狩二百八十七番地一	地一
同	同	同	同	同	同	同	同	

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番